

地域指定年度	平成20年度
計画策定年度	平成23年度
計画見直し年度	令和3年度

三木市農業振興地域整備計画

令和4年3月

兵庫県三木市

〔旧市町計画の推移〕

	旧三木市	旧吉川町
昭和45年度	地域指定 整備計画策定	
昭和49年度		地域指定 整備計画策定
昭和51年度	特別管理地域指定	
昭和54年度		特別管理地域指定
昭和57年度	特別管理地域指定	
昭和61年度		特別管理地域指定
昭和62年度	特別管理地域指定	
平成4年度	再編策定事業(特別型)	
平成5年度		特別管理地域指定
平成9年度	明確化事業(一般型)	
平成10年度		特別管理地域指定
平成14年度	基礎調査	
平成17年度(合併)		
平成23年度	基礎調査に基づく計画変更	
令和3年度	基礎調査に基づく計画変更	

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	4
(2) 農業上の土地利用の方向	5
ア 農用地等利用の方針	5
イ 用途区分の構想	5
ウ 特別な用途区分の構想	6
2 農用地利用計画	6
第2 農業生産基盤の整備開発計画	7
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2 農業生産基盤整備開発計画	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9
4 他事業との関連	9
第3 農用地等の保全計画	10
1 農用地等の保全の方向	10
2 農用地等保全整備計画	11
3 農用地等の保全のための活動	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画	13
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	13
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用 の促進を図るための方策	17
3 森林の整備その他林業の振興との関連	17

第5 農業近代化施設の整備計画	18
1 農業近代化施設の整備の方向	18
2 農業近代化施設整備計画	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連	19
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	20
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	20
3 農業を担うべき者のための支援の活動	20
4 森林の整備その他林業の振興との関連	21
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	22
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	22
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	22
3 農業従事者就業促進施設	22
4 森林の整備その他林業の振興との関連	22
第8 生活環境施設の整備計画	23
1 生活環境施設の整備の目標	23
2 生活環境施設整備計画	23
3 森林の整備その他林業の振興との関連	23
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	23
第9 付図	
1 土地利用計画図(付図1号)	
2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)	
3 農用地等保全整備計画図(付図3号)	
別記 農用地利用計画	
(1) 農用地区域	
ア 現況農用地等に係る農用地区域	
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	
(2) 用途区分	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1)土地利用の方向

ア 土地利用の構想

【位置・地勢】

本市は兵庫県の南東部にあり、東経135度の日本標準時子午線上に位置し、市域面積は、176.51km²を有しており、北部は三田市・加東市・小野市、西部は加古川市・稲美町、南東部は神戸市にそれぞれ接している(図1-1参照)。

加古川の支流である美嚢川が中央部を東西に流れ、美嚢川周辺には平野部が広がり、それを囲むようになだらかな丘陵地、台地で構成されている。また、農業用のため池が多く存在し、緑豊かな自然に恵まれている。

台風などの自然災害による被害が比較的少ない地域であり、気候は、瀬戸内海式気候のため温暖で過ごしやすい地域となっている。

また、京阪神方面と中国・四国方面、日本海方面を結ぶ高速道路網の結節点となっており、山陽自動車道、中国自動車道が市内を横断し、3カ所のインターチェンジがあり、大阪及び神戸から車で1時間以内の時間距離となっている。

高速道路網の形成により、広域的な交通利便性に優れた地域となっており、ゴルフ場をはじめ、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、山田錦の館、吉川温泉よかたんなどの観光・レクリエーション施設には、多くの人々が訪れている。また、広域防災拠点やスポーツ振興拠点の役割を担う兵庫県立三木総合防災公園、新産業創造拠点としてひょうご情報公園都市が整備されている。

【土地利用】

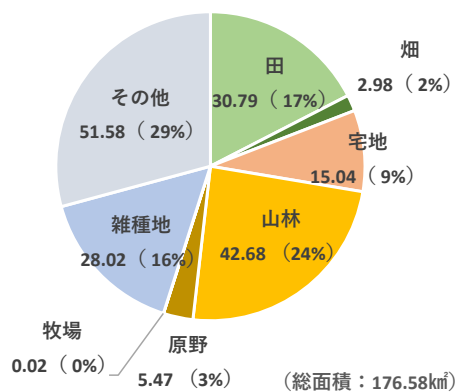
本市は、旧市街地、新興住宅地、農村地域の3つの地域があり、市の南部に人口が集中し、神戸市の北西に隣接した阪神間のベッドタウンとして発展してきた。また、丘陵地にはゴルフ場、平野部には農村地帯が広がっている。

土地利用の状況は、図1-2に示す通りであり、その他(29%)を除くと、山林が占める割合が全体の24%と最も多くなっている。次いで、田の17%、雑種地の16%で、宅地は9%などとなっている。

図1-1 三木市の位置



図1-2 土地利用の状況



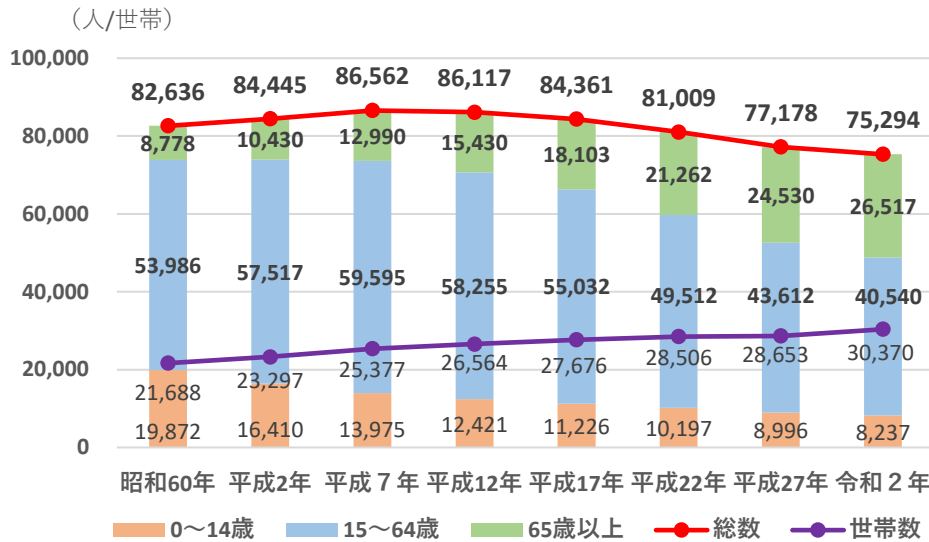
出所：「令和2年版三木市統計書(市の面積)」より作成

【人口】

本市は、昭和39(1964)年頃から阪神間のベッドタウンとして神戸電鉄沿いを中心に、緑が丘や自由が丘、青山などで大規模な住宅開発が行われ、人口が急激に増加したが、平成12(2000)年頃から減少傾向となり、令和2(2020)年には75,294人と平成12(2000)年より10,823人(13%減)の減少となっている(図1-3参照)。

また、少子高齢化の進展により、令和2(2020)年の高齢化率は35.2%となっている。

図1-3 年齢3区分別人口推移



出所:「国勢調査」より作成

一方で、令和2(2020)年現在の世帯数は、30,370世帯と10年前の平成22(2010)年より5%増加しており、人口の推移とは相反していることから、核家族化が進むとともに、単独世帯(1人暮らしの世帯)の比率が増加している傾向にある。

本市では、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力あるまちづくりを進めるため、三木市創生計画「人口ビジョン・総合戦略」を定め、令和12(2030)年の人口目標を67,500人としている。

【産業】

本市は、製造業の中でも特に金属製品製造業を中心とした経済構造となっている。市内には45年以上の歴史をもち、「播州三木打刃物」として伝統的工芸品に指定される高い金属加工技術等を有する中小企業が集積し、金属製品の製造・出荷に欠かせない鉄鋼、木材・木製品・非鉄金属等の関連製造業や卸売業と一体となった経済活動が展開されている。

また、優れた高速道路網を活かした新産業創造拠点として「ひょうご情報公園都市」が整備され、食料品、精密機械、産業用機械器具を製造する多数の企業が立地している。

市内における商業の状況を見ると、平成28(2016)年の商店数は712店、従業員数は5,873人、年間販売額は、201,472百万円となっており、平成19(2007)年より、商店数で31%減、従業員数で25%減、年間販売額で16%減と大きく減少している。

本市の丘陵地では、西日本一多い25か所のゴルフ場として活用されており、消費や雇用などの

産業面にも波及し、ゴルフ産業は本市の特徴ともいえる重要な産業の一つになっている。また、市内の歴史・スポーツ施設など、魅力あふれる観光資源に磨きをかけ、観光施設をつなぐことで、市内の観光周遊を推進している。

【農業】

三木市の農業は小規模経営農家が多く、主に水稻単作となっており、その多くで酒米「山田錦」の作付けが行われている。

日本酒造りに用いられる酒米「山田錦」は、大粒で米の中心に心白がありタンパク質が少ないため、酒の雑味が抑えられ、至高の日本酒を生み出す最高の原料となっており、本市の「山田錦」の生産量は、全国の約15%を占める日本最大の産地となっている。

本市では、山田錦生産農家の生産意欲の向上、生産拡大と品質向上を図るため、山田錦生産農家が農業経営の改善をするために必要な施設や機械の購入を助成する認定農業者等支援補助金、農林畜産振興事業補助金等により、市内での山田錦生産農家の育成や、農業所得の向上による持続可能でたくましい農業の創出を図っている。

また、都市近郊の利を生かして、花卉、野菜、果樹、酪農などにも取り組むほか、ハーブを活用した商品化など、6次産業化への取組にも力を注いでいる。

本市では、今後も山田錦やハーブ等の特産品をはじめ、三木産農産物の魅力発信に努め、また生産農家への支援を行い、農業分野の振興に努めるものとする。

このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域内の土地利用構想を表1-1のとおりとし、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

表1-1 農業振興地域内の土地利用構想

単位：ha、%

		農用地	農業用 施設用地	森林・原野	住宅地	工場用地	その他	計
現 在 (令和2年)	実数	3,785.8	33.4	521.8	467.8	16.2	1,442.6	6,267.6
	比率	60.4	0.5	8.3	7.5	0.3	23.0	100.0
目 標 (令和12年)	実数	3,780.8	35.0	305.0	475.0	16.5	1,655.3	6,267.6
	比率	60.3	0.6	4.9	7.6	0.3	26.4	100.0
増 減		-5.0	1.6	-216.8	7.2	0.3	212.7	0.0

出所：三木市「農業振興地域ならびに農用地区域面積試算資料」(令和3年1月)

イ 農用地区域の設定方針

(ア)現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地3,785.8haのうち、a～cに該当する農用地と、現況農業用施設用地33.4ha及び開発予定の山林原野等74.3haを含めた、約3,375.2haを農用地区域に設定する。

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く。)の施行に係る区域内にある土地

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、次の土地については農用地区域には含めない。

(a)各種法令、具体的計画用地 9.0ha

(b)集落内に介在する農用地 151.6ha

(c)自然的条件により農業の近代化が困難な農用地 103.1ha

(d)中心集落の拡張、道路沿線市街地として開発が進みつつある農用地 254.6ha

(イ)土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ)農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ)現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現在、開発予定の森林・原野等については農用地区域に設定する。

(2)農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農用地区域内農地(現況)は、3,266.7haであり(表1-2参照)、全国一の生産量を誇る酒米「山田錦」の生産を中心とした水稻栽培に加え、都市近郊の立地条件を活かした野菜、花き、果樹等の生産に利用されている。

将来においてもこの現況を踏まえ、認定農業者等の担い手や集落営農組織を育成し、経営の合理化と農用地の有効利用を図り、農用地等の維持を図ることとする。

表1-2 農用地等利用の方針

単位：ha、%

	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等現況
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
久留美	251.0	251.0	0.0	—	—	—	—	—	—	1.6	1.6	0.0	252.6	252.6	0.0	4.2
別所	442.5	442.5	0.0	0.8	0.8	0.0	—	—	—	24.8	24.8	0.0	468.1	468.1	0.0	0.0
志染	517.6	517.6	0.0	—	—	—	—	—	—	1.8	1.8	0.0	519.4	519.4	0.0	0.0
口吉川	517.3	517.3	0.0	—	—	—	—	—	—	2.8	2.8	0.0	520.1	520.1	0.0	0.0
細川	529.5	529.5	0.0	—	—	—	—	—	—	2.3	2.3	0.0	531.8	531.8	0.0	2.9
吉川	1,008.8	1,008.8	0.0	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.0	1,008.9	1,008.9	0.0	67.2
計	3,266.7	3,266.7	0.0	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	33.4	33.4	0.0	3,300.9	3,300.9	0.0	74.3

※三木地区は、久留美及び別所地区に含む

イ 用途区分の構想

(ア)三木地区

三木地区は、本市の市街地に位置し、農業振興地域や農用地区域がごくわずかとなっている。地区内には兵庫県立三木山森林公園や三木山総合公園があり、三木市役所があることから、本市の中心的な役割を担っている。

(イ)久留美地区

久留美地区は、美嚙川と志染川が合流しており、下流域に属する平坦部には農用地が広がっている。水利条件の整備が行われており、ほとんどが団地性10ha以上で構成されている。

今後は、農業生産の安定を図るため、農地の賃貸借、農作業の受委託組織や集落営農組織を育成し、稲作、野菜の生産条件を改善するとともに、農業経営の合理化を図る。

(ウ)別所地区

別所地区は、美嚙川下流域にあり、平坦部には農用地が広がっている。すでにほ場整備が完了しており、稲作を中心に野菜、畜産の生産が行われている。

今後は、産地指定のレタス等の野菜の積極的な生産拡大を図りつつ、面的集積と農作業の受委託を促進することにより、生産性の向上と地域輪作体系を推進し、高品質野菜の安定供給ができる産地形成を進める。

また、三木鉄道線路跡地を活用し整備された「別所ゆめ街道」を軸とし、ハープによる6次産業化の推進など、まちの賑わいづくりを進める。

(エ)志染地区

志染地区は、神戸市と隣接する地域であり、志染川水系に属し、平坦部には農用地が広がっている。水利条件の整備が行われており、ほとんどが団地性20ha以上で構成されている。

今後は、個別経営体への面的な農用地集積を行い、作業条件の改善を進めながら規模拡大を促進する。現在数集落で行われている集落営農については、活動を充実強化し、協業経営体化を進めることにより、組織経営体を育成する。また、都市部と隣接しているため、市民農園等を整備し、生産者と消費者が連携しあえる、交流拠点をめざす。

(オ)口吉川地区

口吉川地区は、美嚙川水系上流にあり、平坦部には農用地が広がっている。すでにほ場整備が完了しており、ほとんどが団地性10ha以上で構成されている。酒米「山田錦」を生産するとともに、黒大豆の生産が拡大しており、丘陵地には樹園地を造成している。

今後は、酒米生産の合理化を図り、担い手が連たんの条件下で酒米の効率的な生産を行えるよう努めるとともに、東播用水農地開発事業により造成した樹園地の体質強化を図るため、果樹の生産を推進する。

(カ)細川地区

細川地区は、美嚙川水系上流にあり、平坦部には農用地が広がっている。すでにほ場整備がほぼ完了しており、ほとんどが団地性10ha以上で構成されている。酒米「山田錦」を生産しており、野菜や菊等の生産もしている。

今後は、酒米生産の合理化を図り、担い手が連たんの条件下で酒米の効率的な生産を行えるよう努める。

(キ)吉川地区

吉川地区は、美嚙川水系最上流にあり、一部を残してほ場整備がほぼ完了している。酒米「山田錦」の産地である当地区は、酒蔵と酒米産地との間で結ばれる取引制度(契約栽培)である「村米制度」が引き継がれており、単に酒米の取引だけでなく、酒蔵と強いつながりが続いている。

今後は、経営規模の拡大と大・中型農業機械を導入し、農業経営の合理化を図るとともに、耕作放棄地や遊休農地の解消を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市のほ場整備率は、令和2(2020)年現在、水田75.9%、畑63.0%となっている。今後も、効率的で多様な農業の持続的な展開を促進するため、農用地利用計画に則し、また各地区の営農形態や地域特性に応じ、用排水施設やため池等の農業生産基盤の整備更新を計画的に推進する。

なお、事業実施にあたっては、地域の生態系や景観に影響を与えないよう配慮するなど、人と環境にやさしい事業を推進する。

(ア)久留美地区

久留美地区は、市街地周辺農地であり、かんがい、排水施設の整備を図り、市街地と調和のとれた環境整備に努める。

(イ)別所地区

別所地区は、美囊川の最下流域に位置し、県営、団体営ほ場整備事業に伴う農道整備、かんがい排水施設整備が終わっており、今後は、野菜の産地化の拡大を図る。

(ウ)志染地区

志染地区は、神戸市と隣接する地域であり、南部丘陵地帯のほとんどが住宅団地となっており、吞吐ダム建設による環境美化、ほ場整備に伴う道路、かんがい排水施設の整備も終わっており、都市化との調和がとれた公共施設の設置に努める。

(エ)口吉川地区

口吉川地区は、小野市、加東市と隣接する本市の北部に位置し、ほ場、道路、かんがい排水施設の整備も終わっており、今後は、経営規模の拡大と大・中型農業機械を導入し農業経営の合理化を図る。

(オ)細川地区

細川地区は、ほ場、道路、かんがい排水施設の整備も終わっており、今後は、野菜や菊の生産団地を図る。

(カ)吉川地区

吉川地区は、一部を残してほ場整備がほぼ終わっており、今後は、地すべり対策、ため池等の整備を推進するとともに、ほ場整備未整備地区の整備を進め、農業生産基盤の充実を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

災害を未然に防止し、ため池本来の機能を確保し、農業経営の安定を図るため池整備事業など、表2-1に示す農業生産基盤の整備開発事業を行う。

表2-1 農業生産基盤整備開発計画

事業名	事業概要	受益の範囲		対図番号	備考 (予定工期)
		受益地区	受益面積		
団体営ほ場整備事業	面整備1式	米田地区	5.0ha	1	R7~R9
	面整備1式	吉安下地区	4.0ha	2	R7~R9
地滑り防止事業	地滑り抑止工1式	三木吉川3期地区	729.8ha	3	H27~R9
県営ため池整備事業	堤体工(耐震)80m	岡城池	54.0ha	4	H28~R6
	堤体工(耐震)100m	真谷池	53.0ha	5	H28~R7
	堤体工(耐震)73m	渡瀬皿池	7.0ha	6	H30~R4
	堤体工(耐震)73m	有安寺谷池	5.0ha	7	H30~R4
	堤体工(耐震)114m	毘沙門三山池	25.0ha	8	H30~R4
	堤体工(耐震)234m	大姥池	4.0ha	9	R1~R6
	堤体工(耐震)125m	イルスミ池	21.0ha	10	R1~R6
	堤体工(耐震)141m	大村中池	4.0ha	11	R2~R7
	堤体工(耐震)101m	大村皿池	6.0ha	12	R6~R9
	堤体工(耐震)106m	長須上池	43.0ha	13	R7~R10
	堤体工(豪雨)41m	(福井)土池	4.0ha	14	R7~R10
	堤体工(豪雨・耐震)59m	ウテビ池	42.7ha	15	R8~R11
団体営ため池整備事業	堤体工(豪雨)54m	(新田)谷池	10.0ha	16	R8~R11
県営ため池整備事業	堤体工(豪雨)55m	水谷口池	14.0ha	17	R9~R12
	堤体工(豪雨)75m	(イルスミ)古池	20.0ha	18	R9~R12
団体営ため池整備事業	堤体工(一般)31m	順礼堂池	1.0ha	19	R9~R12
	堤体工(一般)38m	宮ノ谷池	1.0ha	20	R10~R13
県営ため池整備事業	堤体工(豪雨)40m	勸請池	5.0ha	21	R10~R13
	堤体工(耐震)70m	馬場中ノ池	9.5ha	22	R10~R13
	堤体工(豪雨)44m	鴈谷池下	2.1ha	23	R11~R14
	堤体工(豪雨)32m	(東田)奥の池上	7.0ha	24	R11~R14
	堤体工(豪雨)55m	(東田)中池下	7.0ha	25	R11~R14
団体営ため池整備事業	堤体工(豪雨)55m	(殿畑)奥池	1.5ha	26	R11~R14
	堤体工(豪雨)47m	新村池	2.0ha	27	R12~R15
	堤体工(豪雨)47m	久次西池	1.0ha	28	R12~R15

別添 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林野率は、42%(7,317ha:令和2年農林業センサスより)と県平均の67%と比べて低いものの、この豊かな森林資源は、国土の保全、自然環境、水源かん養など、重要な役割を果たしている。

土砂災害防止機能や水源かん養機能をはじめとする森林の公益的機能の維持・向上は、重要性を増しており、生活環境に欠くことができない自然財産でもある。各種生産基盤整備事業の実施にあたっては、「森林整備計画」その他林業施策との連携・調整を図る。

4 他事業との関連

「三木市総合計画」及び各分野別計画等に基づき実施される道路整備や河川整備、治山事業等の諸事業との連携・調整を図りながら、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業を推進する。

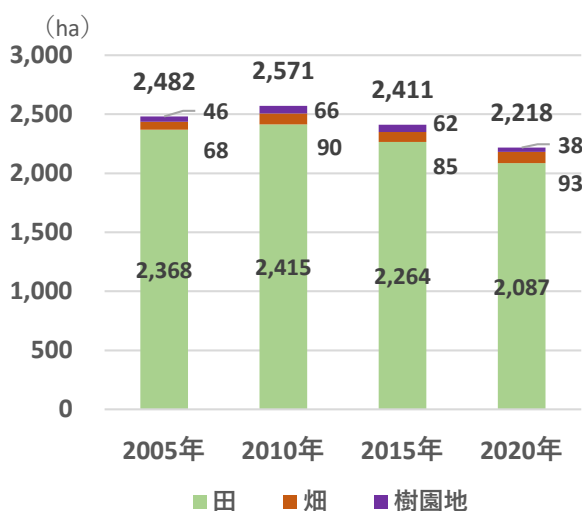
第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

令和2(2020)年現在の農業経営体の経営耕地面積は2,218haであり、5年前に比べ193ha(8%)減少した(図3-1参照)。また、令和3(2021)年4月時点の遊休農地面積は、農地面積3,050haのうちの0.7%にあたる20haとなっている。

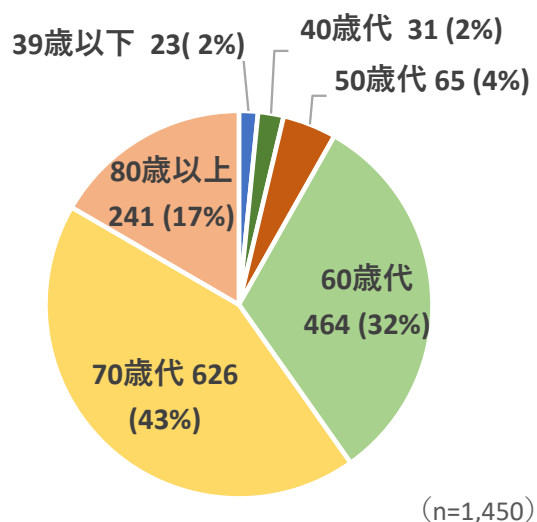
基幹的農業従事者の6割が70歳以上の高齢者であり、農業従事者の高齢化や後継者不足等を背景に、生産性の低い農地を中心に耕作放棄地が増加傾向にある(図3-2参照)。

図3-1 経営耕地面積の推移



出所:「農林業センサス」より作成

図3-2 年齢別基幹的農業従事者数(個人経営体)



出所:「2020年農林業センサス」より作成

農用地等の減少は、食料の安定供給に加え、国土の保全、自然環境、水源かん養、洪水等の災害防止など、農用地の持つ多面的機能の低下が懸念される。

このため、農道、用排水路の維持管理やため池等の整備を推進し、農作業の効率化と生産性の向上を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して農地の保全に努める。

加えて、「人・農地プラン」や農地中間管理事業による農地の利用調整に努め、農地の流動化と農作業の受委託を推進するなど、利用集積による農地の有効利用及び農作業の効率化を進め、営農組合や認定農業者等の担い手による規模拡大により、集团的優良農用地の保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

農業の生産性向上・農業構造の改善を図るため、表3-1に示すほ場整備を行う。

表3-1 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備	区画整理A= 5 ha	米田	5.0ha	1	R4～
ほ場整備	区画整理A= 4 ha	吉安下	4.0ha	2	R4～

別添 農用地等保全整備計画図(付図3号)

3 農用地等の保全のための活動

(1)耕作放棄地の発生防止

農業委員会、三木市農業活性化協議会との連携を図りながら農用地の貸借や農地の利用集積を促進する。合わせて耕作放棄地の発生防止や解消に向けた農地パトロール、啓発活動等の取組を行う。

(2)中山間地域等直接支払交付金の活用

農業生産条件が不利な中山間地域においては、農業が持続的に維持される環境づくりを支援するため、中山間地域等直接支払交付金事業等を活用する。

(3)多面的機能支払交付金の活用

農業や農村が持つ多面的な機能の維持や、機能の発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する。

(4)「人・農地プラン」の実質化

農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく「人・農地プラン」の実質化を推進する。

(5)農地中間管理事業の推進

地域内に分散する農地を借り受け、まとまった形で担い手へ再配分し、農地の集積・集約化を実現する農地中間管理事業を推進する。

(6)鳥獣被害対策の推進

農産物の安定生産を図るため、有害鳥獣の駆除や捕獲の実施を行うとともに、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置を促進する等被害防止対策を推進する。

(7)他関係組織の活用

農用地等を守っていくため、集落営農組織や認定農業者等の活用を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地等の保全のための取組の実施にあたっては、「森林整備計画」その他林業施策との連携、調整を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

1) 効率的かつ安定的な経営体の育成

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、農業経営の目標を明確にし、意欲ある農業者を支援することにより、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

具体的な農業経営の目標としては、市及びその周辺市町において現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の所得に相当する年間農業所得570万円(主たる農業従事者1人あたり450万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度)の水準を実現するため、これらの農業経営体が本市における農業生産の相当部分を担うよう農業経営の確立をめざす。

2) 農業経営改善への指導機能の強化

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向等を考慮して、農業者または農業関係団体が地域の農業を振興するために自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすにあたって、支援措置を総合的に実施する。

具体的には、本市は、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分な連携のもと、濃密な指導を行うための体制を編成することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために、徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して濃密な指導体制が主体的に営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行い、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連帯が図られるよう誘導する。

3) 意欲的な農業経営の規模拡大

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、農地中間管理事業推進員(農業委員会委員及び農地利用最適化推進員に市が委嘱)による掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとで両者を適切に結びつけた利用権設定を進める。なお、これらの取組によっても担い手の確保が見込めない地域においては、企業等の農地所有適格法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借と農作業受委託の一体的な促進を進めるなど、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

上記に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について、農業経営の指標を例示すると表4-1のとおりである。

表4-1 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	導入する技術体系	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作	〈作付面積等〉 水稻 10ha 酒米 7ha うるち米 3ha 〈経営面積〉 10ha	作業場兼倉庫 110㎡ トラクター(45ps) 1台 乗用田植機(5条) 1台 コンバイン(4条) 1台 動力散布機 1台 軽貨物自動車 1台 他 ・育苗、乾燥調製は共同利用施設利用	・省力化技術の導入(側条施肥機の利用) ・無人ヘリ防除の利用	・機械類のリース・レンタル制度の導入 ・青色申告の実施	・農繁期の臨時雇用による過重労働の防止
水稻 + 施設野菜 (ハウストマト)	〈作付面積等〉 トマト延べ 0.3ha 水稻 0.7ha (委託へ移行)	作業場兼倉庫 100㎡ パイプハウス 2,000㎡ トラクター(25ps) 1台 暖房機 2台 動力噴霧器 1台 軽貨物自動車 1台 他	・高品質、安定多収栽培技術の導入 ・総合防除体系の導入 ・年間作付1.5回転	・直売、契約による有利販売 ・青色申告の実施	・チューブ灌水による灌水作業省力化 ・天敵の導入による防除作業の省力化 ・マルハナバチの導入による受粉作業の省力化
水稻 + 施設野菜 (ハウスいちご)	〈作付面積等〉 いちご 0.25ha 水稻 0.7ha (委託へ移行)	作業場兼倉庫 100㎡ パイプハウス 2,500㎡ 育苗施設 300㎡ 高設栽培ベッド 2,500㎡ 動力噴霧器 1台 軽貨物自動車 1台 他	・良食味、安定多収栽培技術の導入 ・総合防除体系の導入 ・雨よけ育苗実施	・直売、観光いちご園による有利販売 ・青色申告の実施	・高設栽培による作業の省力化、負担軽減 ・施肥作業の軽減 ・天敵の導入による防除作業の省力化
水稻 + 花き	〈作付面積等〉 きく延べ0.7ha 露照きく(7~8月) 0.3ha (9~10月) 0.2ha ハウスきく 0.2ha 水稻 0.7ha (委託へ移行)	作業場兼倉庫 100㎡ 育苗ハウス 150㎡ パイプハウス 1,400㎡ トラクター(20ps) 1台 結束機 1台 選花機 1台 動力散布機 1台 他	・省力、計画出荷技術の導入(黄蛍光灯、ネットハウス、露地電照、スプリンクラー等)	・青色申告の実施 ・地域オリジナル品種の育成、導入	・収穫、選別調整、その他管理作業等の雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	導入する技術体系	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 果樹	〈作付面積等〉 大粒系ぶどう ハウス 0.1ha 一部被覆 0.3ha 水稻 0.7ha (委託へ移行)	集出荷場(共有) 420㎡ 堆肥舎(共有) 150㎡ 果樹棚 4,000㎡ 作業場 60㎡ 動力噴霧器(共有) 1台 バックホー(共有) 1台 ジベレリン処理機(共有) 1台 刈払機 1台 軽貨物自動車 1台 他	・省力低コスト化技術の導入 ・施設等の共同利用 ・スピードスプレヤーの導入	・大粒系品種、紫玉・藤稔・ピオーネ・安芸クイーンの導入 ・規格の統一・ブランド化 ・青色申告の導入	・各種作業時の雇用 ・労力の導入 ・作業の共同化 ・消費者との交流
畜産	〈飼養頭数〉 乳用牛 56頭 経産牛 40頭 育成牛 16頭	畜舎 520㎡ 育成舎 96㎡ 飼料用倉庫及び飼料タンク 一式 堆肥舎及び乾燥ハウス 一式 パイプラインミルクカー 一式 バルククーラー 一式 送風機 18台 他	・衛生的かつ高品質な生乳生産のための飼養管理の実践 ・自家育成牛の確保 ・高品質堆肥の生産と地域内利用活用の推進	・青色申告の実施	・ヘルパー制度の導入による休日の確保

(注)1「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行ない得るものとし、各経営類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者2人程度として示している。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	導入する技術体系	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作	〈作付面積等〉 水稻 20ha 内、酒米 14ha 内、うるち米 6ha 〈経営面積〉 20ha (主たる従事者 3人)	トラクター(45ps・30ps) 各1台 乗用田植機(6・4条) 各1台 コンバイン(5・3条) 各1台 動力噴霧機 2台 動力散粉機 2台 軽貨物自動車 2台 他 ・育苗、乾燥調製は共同利用施設利用	・省力低コスト化技術の導入(側条施肥機の利用) ・無人ヘリ防除の利用	・機械類のリース・レンタル制度の導入 ・青色申告の実施	・社会保険への加入

(注)「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと合わせて農作業を行なう経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従業者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行いうるもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)とし、農用地利用改善団体等から組織経営体となる場合は、構成員数を30戸程度とした。

出所：三木市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(平成28年10月改正)

(2)農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の保全、また中核的な担い手の育成の観点からも、農地の流動化を促進し、利用集積による効率的かつ総合的な土地利用を促進する必要がある。

このため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、利用権設定や農作業受委託により、認定農業者や集落営農組織等を育成し、効率的かつ安定的な農業経営体への幅広い形での農地の利用集積を図る。

また、循環型地域農業をめざすため、地域の実情に応じた農地の有効利用と未利用資源（稲わら等）の有効活用に努めるとともに、堆肥の使用による土づくりを進める。

(ア)別所地区

市西部の別所地区においては、ほ場整備が完了し、水稻を中心にレタス等が栽培されており、今後は、野菜作付農地の面的集積と農作業の受委託を促進することにより、生産性の向上と地域輪作体系の推進を図るとともに、都市近郊という立地条件を活かした高品質野菜の安定供給ができる産地の形成を育成する。

(イ)志染地区

市東部の志染地区においては、ほ場整備が完了したことにより、今後は、個別経営体への面的な農用地集積を行い、作業条件の改善を進めながら規模拡大を促進する。

(ウ)吉川・口吉川・細川地区

市北東部の酒米生産地帯である吉川・口吉川・細川地区においては、県営ほ場整備事業が完了したことにより、今後は、区画の大型化による高能率な生産基盤条件の育成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手農業者が連たん的な条件のもと、山田錦のより効率的な生産が行えるよう努める。

(エ)上記以外の地区

上記以外の地域においても、高齢化や兼業化の深化によって増えつつある耕作放棄地、遊休農地を解消すると同時に、規模拡大による効率的な農業経営体の育成を図るため、利用権設定等促進事業を実施する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1)認定農業者等の育成対策

経営意欲の高い認定農業者等に対し、三木市農業活性化協議会を中心に、融資制度などの各種支援施策の活用や生産技術指導等の支援を行い、地域農業の優れた担い手としての役割が発揮できるよう育成を図る。

(2)集落営農組織の育成対策

農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に、農村機能の存続が危ぶまれる中、地域の課題を地域で解決するために、集落営農の組織化及び既存組織の体制強化を進める。

(3)農用地の流動化対策

ア 利用権設定等促進事業(農地利用集積計画)

高齢化や兼業化に伴い、農地の受け手が不足している現状を踏まえ、各集落の農会長を中心に、本制度の啓蒙・普及・情報提供等の活動を促進し、実態に応じた推進を行う。

イ 農地中間管理事業

農用地利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域等において、農業中心経営体等への農地集積を地域ぐるみで進め、担い手へのさらなる農地集積と集約化を行うことや意欲ある担い手の公募など、農業構造の改革と生産コスト削減の実現を目指す。

(4)地力の維持増進対策

農産物を栽培する耕種農家と畜産農家との連携を推進し、堆肥の投入等による地力の維持増進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

「森林整備計画」その他林業施策との連携・調整を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は兼業農家率が高く、経営規模が小さい水稲中心の土地利用型農業が中心となっている。農業の体質を強化するために、認定農業者や集落営農組織等の担い手への農地の利用集積を進めるとともに、既存施設を効果的に利用し、農業情勢に合わせた近代化施設の整備を図り、農作業の効率化と生産技術の高度化による農産物の生産性・品質の向上を図る。

(1)米(酒米)

良質米生産の増大を目標に、機械化一貫作業技術の普及と中核農家集団組織育成を進め、大・中型耕種農機及びこれらに相当した収穫調製、乾燥貯蔵施設を全域的に設置し、これを中心とした作業受委託等により作業体系の共同集団化を図り、労働力の省力化に努める。

また、営農集団組織を母体とする基幹作業の協業化、中核農家及び農協を中心とした生産組織再編による作業の受委託方式等により、経営の合理化を図る。

さらには、山田錦をはじめとした酒米の高品質化に向け、温暖化等の影響による米の白未熟粒等品質低下を改善するため、スマートフォンアプリを利用した効率的な生育診断など、品質向上や高温対策に対応した栽培技術の導入を推進する。

(2)大豆

今後は基盤整備、排水施設の整備とともに集団団地化を図る一方、労働力の省力化を図るために栽培管理収穫調製機械を導入し、必要に応じて乾燥調製施設を設置し、機械化一貫作業体系、大豆・麦の輪作体系を確立し、生産組織育成とともに生産及び流通工程の改善を図る。

特に、黒大豆の生産に重点をおき、集出荷、加工、流通体制を整備し、新しい特産品となるよう振興を図る。

(3)野菜

トマトについては、省力化による生産コスト低減と規模拡大を図り、都市近郊立地を活かした有利販売により振興を図る。ピーマンについては、生産地の集団化をめざし、生産農家の組織強化を図りつつ、共同育苗施設、自動灌水施設の導入整備を行い技術体系の確立を高め、生産拡大とコスト低減を実現していく。レタスについては、生産性の向上を図り、高品質野菜を安定的に供給できる産地を育成するとともに、市場における評価の確立と都市近郊立地を活かした生産の振興を推進していく。

また、地産地消を推進するため、直売施設での販売等ニーズに合わせた出荷を進めるとともに、学校給食への食材の確保に努める。

(4)ぶどう

ジベレリン処理及び被覆栽培技術の普及により、収穫期の促進と品質の向上に努め、生産の安定を図る。

生産者の高齢化等により、栽培面積は減少傾向にあるが、観光ぶどう園を中心に、直売、宅配等ニーズに合わせた出荷を行うとともに、ピオーネや藤稔、シャインマスカットなど、消費者ニーズに合わせた品種への転換を進める。

(5) 菊

今後は、集落営農等の共同組織を推進し、栽培管理作業の共同化と集荷施設の設置により合理化を図るとともに、花き管理施設等の導入により量産化に努める。

(6) 畜産

多頭飼育、飼料自給率の向上を図るため、家畜ふん尿処理施設等の導入設置により、企業経営化を推進する。また、乳用牛に対しては、合理的な畜舎設備と集乳体系を整え、耕畜連携を進め、部分共同利用による粗飼料生産、排せつ物処理、乳質改善に努める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の 種類	位置及 び規模	受益の範囲			利用組織	対 図 番 号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし			ha	戸			

3 森林の整備その他林業の振興との関連

「森林整備計画」その他林業施策との連携・調整を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

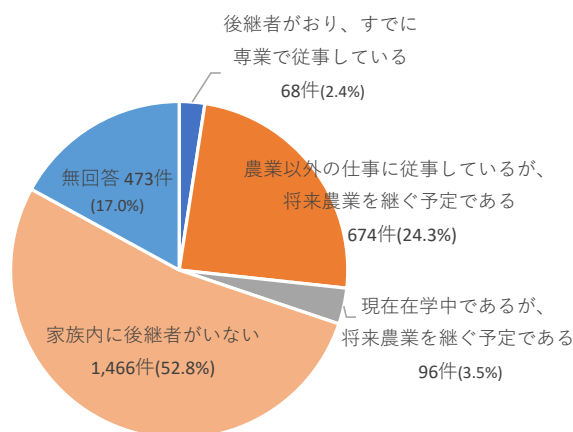
農家戸数の減少や農業従事者の高齢化等が進行する中で、農業の持続的な振興及び農地の多面的機能の維持を図っていくためには、農業の担い手の育成・確保が重要な課題となる。

本市が令和2(2020)年10月に実施した「農業と農村の振興に向けたアンケート調査」によると「後継者がおり、すでに専業で従事している農家」は2.4%にとどまり、「家族内に後継者がいない農家」が52.8%となっている(図6-1参照)。

そのため、認定農業者の育成・支援をはじめ、女性やU・J・Iターン者等の農業活動への参加を促進し、多様な担い手の育成・確保を図るとともに、次代を担う子どもたちや都市住民の農業に対する理解を深めるための情報発信及び体験・交流の活用を図る。

図6-1 家族内農業後継者の状況

(n=2,777)



出所:三木市「農業と農村の振興に向けたアンケート調査」(令和2年10月実施)

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対 図 番 号	備考
該当なし					

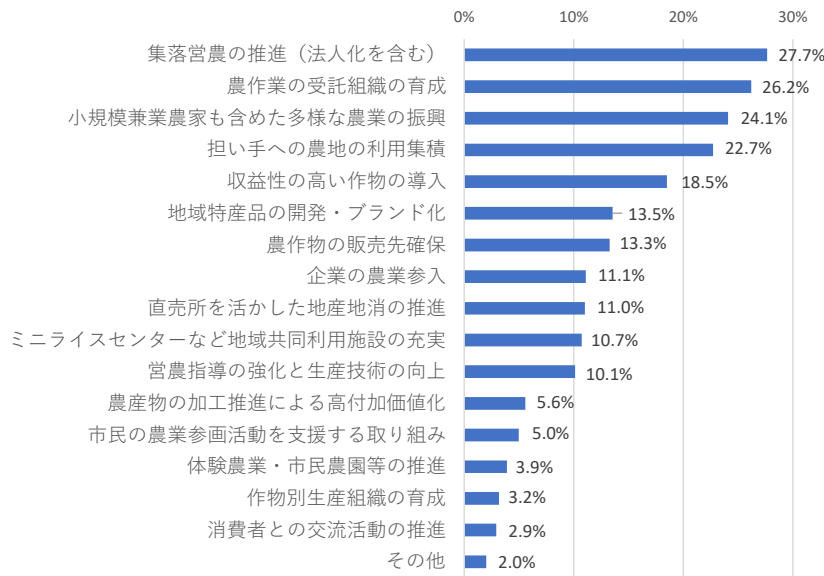
3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市農業・農村振興に必要なこととして、「集落営農の推進(法人化を含む)」(27.7%)、「農作業の受託組織の育成」(26.2%)、「担い手への農地の利用集積」(22.7%)が挙げられており、担い手の確保育成と集落営農や受託生産組織の育成を求める農家が多くなっている(図6-2参照)。

三木市農業活性化協議会が中心となり、生産技術指導をはじめ就農や経営向上のため必要な各種の情報提供支援を行う。

図6-2 三木市農業・農村振興に必要なこと

(n=2,777 複数回答)



出所:三木市「農業と農村の振興に向けたアンケート調査」(令和2年10月実施)

(1)新規就農者の支援

企業退職者やU・J・Iターン者等の新規就農を促進するため、関係機関との連携のもと、融資制度や技術指導等の支援を行う。

(2)農業経営の組織化の支援

地域農業を維持・発展させるため、農業生産組織や集落営農の組織化に向けた活動の支援を行う。

(3)女性農業活動の支援

女性の地域農業への積極的な参加を促すため、生活研究グループの活動を支援するとともに、家族の中での労働条件等を取り決める家族経営協定締結を促進する。

(4)認定農業者の支援

認定農業者の組織づくりを推進し、情報交換の場や交流活動を通じて、効率的かつ効果的な経営改善のための支援を行う。

(5)6次産業化の支援

農業者等が農産物の生産(1次)だけでなく、加工(2次)、流通・販売(3次)との一体化や地域資源を活用した新事業の創出により付加価値の向上を図り、農山村の雇用確保と所得向上を目指す6次産業化への取組を支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

「森林整備計画」その他林業施策との連携・調整を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

令和2(2020)年現在の本市の販売農家1,818戸のうち、農業を主業とする農家は113戸(6.2%)にとどまる。また、世帯所得の多くが農外所得で、かつ農業に従事する65歳未満の世帯員がいない副業的農家が77.1%を占めており、農業への労働力が2次産業、3次産業へ移行する傾向にある(表7-1参照)。

農業振興と地域の発展を図るためには、不安定な就業状態になる兼業従事者の安定就業の促進を強化するとともに、農業後継者の定着を図らなければならない。そのために、地場産業の振興を図り、既存産業との調整を取りながら、積極的な企業誘致を行い、農業就業人口の吸収を図るとともに、産官学連携を活かした新たな産業の創出、起業家の育成・支援により、兼業従事者の安定的な就業を促進する。また、中核的農家への農用地の集積を行うことにより、農業構造の改善を進めるものとする。

表7-1 主副業別・専兼別農家数

(単位:戸)

	販売農家計	主副業別				専兼別				
		主業	65歳未満の農業専従者がいる	準主業	65歳未満の農業専従者がいる	副業的	専業農家	兼業農家	第1種	第2種
平成22年	2,380	188	128	565	162	1,627	364	2,016	218	1,798
	100.0%	7.9%	5.4%	23.7%	6.8%	68.4%	15.3%	84.7%	9.2%	75.5%
平成27年	2,087	158	99	436	92	1,493	388	1,699	178	1,521
	100.0%	7.6%	4.7%	20.9%	4.4%	71.5%	18.6%	81.4%	8.5%	72.9%
令和2年	1,818	113	67	303	67	1,402	—	—	—	—
	100.0%	6.2%	3.7%	16.7%	3.7%	77.1%	—	—	—	—

出所:農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

地域資源の利活用による地場産業の振興と就業機会の確保対策を促進するとともに、積極的な企業誘致に努める。

3 農業従事者就業促進施設

施設の種類の	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

4 森林の整備その他林業の振興との関連

「森林整備計画」その他林業施策との連携・調整を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市全体の人口が減少傾向にある中で、特に農山村地域においては、高齢化・過疎化の急速な進行等により、優良農地の保全・確保や農業の担い手・後継者不足等の課題に加え、健全な地域社会の維持・存続そのものについても大きな課題となりつつある。

さらに、防災、防犯、福祉、交通、文化等のさまざまな面においても、地域の特性を活かしながら魅力ある地域づくりへの取組を進め、快適で安心・安全な、地域住民がいつまでも住み続けたいくなる生活空間づくりを推進する。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

「森林整備計画」その他林業施策との連携・調整を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

「三木市総合計画」及び各分野別計画等に位置づけられた各種事業との連携・調整を図りながら、効果的な事業を推進する。

第9 付図

- 1 土地利用計画図(付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図(付図3号)